

令和5年度の就学支援金（授業料無償化）申請が始まります

今回は令和5年7月から令和6年6月分(3年生は3月まで)の授業料無償の申請ですので、**7/7(金)までに申請書等を提出**してください。

1年生は令和5年4月申請の審査結果が7月申請までにお知らせできない旨、教育委員会より連絡がありましたので、**4月に申請された方には“継続にあたっての確認票”、不申請の方には“就学支援金申請書”**を配付します。

審査の結果が届きましたら、不認定になった方には再度 申請書を配付します。

【 令和5年7月からの就学支援金について 】

	前回の申請状況			今回配付書類
	前回の申請時期	前回の状況	前回の提出書類	
1年生	令和5年4月申請	申請された方	マイナンバー	継続にあたっての確認票※1
			マイナンバー以外を提出 (課税証明書、生活保護受給証明書等、または不要)	継続にあたっての確認票※1 就学支援金収入状況届出書(青色)※3
		不申請の方	“申請しない”で提出	就学支援金申請書(黄色)※2
2・3年生	令和4年7月申請	認定された方	マイナンバー	継続にあたっての確認票※1
			マイナンバー以外を提出 (課税証明書、生活保護受給証明書等、または不要)	継続にあたっての確認票※1 就学支援金収入状況届出書(青色)※3
		不申請の方	“申請しない”で提出	就学支援金申請書(黄色)※2
		不認定の方		”

※1… 前回、支援金の認定を受けた方に配付(1年は前回の審査結果が出ていないため申請者全員) 引き続き支援金を受給するためには、必ず期日までに提出してください。

前回申請時から ①住所変更 ②保護者変更等 がある場合は、後日必要な書類を配付します。

※2… 前回、不申請または不認定の方に配付。

申請される方は必要書類とともに期日までに提出してください。引き続き“申請しない”方も意思確認のため、**必ず提出**してください。(申請しないに✓)

※3… 前回、支援金の認定を受けた方(1年生は申請された方)で、課税証明書・生活保護受給証明書等を提出された、または提出不要の方に配付。引き続き支援金受給を希望される方は、必要書類とともに期日までに提出してください。

令和5年度の『奨学のための給付金(通常申請)』の申請について

同時に『奨学のための』給付金(返済不要)の申請も始まります。**非課税世帯・生活保護世帯**が申請の対象です。全員に案内を配付しますので、要件に該当し申請を希望される方は事務室に申請書を取りに来てください。(前回認定を受けた方には、あらかじめ申請書を同封しています。) **該当しない方の提出は不要**です。

家計急変制度について

家計が急変した世帯に「家計急変支援金」及び「家計急変給付金」の制度があります。詳細は同封の案内を確認してください。 ※「就学支援金」、「奨学のための給付金」の対象となる方は、通常の申請をしてください。

※ご不明な点は、学校事務室(072-271-0821)までお問い合わせください。